

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成31年4月1日）を熟知の上、参加されたい。

- 1 入 札 方 式
- 一般競争入札
- 2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期	摘 要
運転試験タンク整備作業	仕様書のとおり	1 件	防衛装備庁艦艇装備研究所 (目黒地区)	令和9年3月26日	

- 3 入 札
- ① 日 時 令和8年8月5日（水） 14時00分
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう当方「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。（初度入札のみ有効。））
- ② 場 所 防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）入札室（庁舎2階）
（東京都目黒区中目黒2-2-1）
- 4 参 加 資 格
- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和7・8・9防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。
- ⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- ⑦ 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- 5 入 札 方 法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保 証 金
- ① 入札保証金 免 除
- ② 契約保証金 免 除
- 7 入 札 の 無 効
- 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
- 8 契約書作成の必要の有無
- 有
- 9 契約をしようとする基本契約条項等
- 役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

① 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達（GEP S）を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。

《電子入札による入札書受領期間》

公告日から令和8年8月4日（火）17時00分まで（行政機関の休日を除く）。

また、電子入札・開札システムにより難い者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和8年7月30日（木）17時00分までに下記問い合わせ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

② 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

③

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官が認めた場合には、この限りではない。

④ 提出資料

（1）防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の前日までに提出するものとする。

（2）指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の2日前までに提出するものとする。

（3）委任状については、入札日までに提出するものとする。

⑤

参考見積書は、令和8年7月24日（金）までに提出するものとする。

⑥

指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑦

契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑧

契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付するものとする。

なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑨

入札及び契約心得（地方調達）10.6に該当する場合は、「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」を別途適用する。

入札及び契約心得（地方調達）10.8に該当し、入札及び契約心得（地方調達）

10.6に該当する場合は「生産性向上推進制度に関する特約条項」を別途適用する。

落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、別に定める「中小企業者に関する質問及び回答」を提出し、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑩ 本書記載事項については総務課調達係に照会のこと

〒153-8630

住所 東京都目黒区中目黒2-2-1

TEL 03-5721-7005（内線7062）

防衛装備庁仕様書

1 / 6

品 件 名	運転試験タンク整備作業	仕様書番号	SE-08-1-D-0045
		作成年月日	令和8年7月6日
		作成部課名	防衛装備庁艦艇装備研究所 艦艇・ステルス技術研究部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、運転試験タンク整備作業（以下、「本作業」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、表1のとおりとする。

表1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	動力試験室	防衛装備庁艦艇装備研究所（久里浜地区）に所在する試験室。
2	運転試験 タンク	動力試験室に設置の、動力装置を密閉状態で試験するためのタンクで、電動開閉式の蓋部を有する。魚雷用動力装置（その2）の研究試作の構成品で、平成13年度に研究用機械器具に転用。
3	動力試験装置 付加装置(1)	動力試験室に設置の操作計測装置で計測した温度、圧力等のデータを記録する装置。魚雷用動力装置（その2）の研究試作の構成品で、平成13年度に研究用機械器具に転用。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書提出時における最新版とする。

1.3.1 引用文書

- (1) 日本産業規格（JIS）
- (2) 魚雷用動力装置（その2） 取扱説明書
- (3) 動力試験装置付加装置(1) 取扱説明書

2 役務に関する要求

2.1 役務の概要

本作業は、動力試験室に設置されている運転試験タンクの整備を行うものである。

2.2 役務作業の注意事項

2.2.1 電線保護

電線は機器内及びピット内を除き、JIS C 8309 金属製可とう電線管、もしくはそれに準ずる保護管で保護すること。

2.2.2 ノイズ対策

本作業で交換する電線の敷設にあたっては、既設配線との間でノイズの影響が生じないように対策に努めること。

2.3 役務内容

2.3.1項に示す内容を実施する。実施にあたり、既設配管や既設配線等を損傷しないようにすること。

2.3.1 運転試験タンクの整備

2.3.1.1 部品交換

付図 1 及び付図 2 に示す運転試験タンクについて、表 2 のとおり部品を交換する。

表 2 運転試験タンク交換部品

番号	項目	規格等		数量
1	クラッチ 駆動 モータ	設置場所	付図 1 のクラッチ駆動モータの位置	1 個
		交換部品の諸元	台車操作盤からの指示でクラッチの開閉ができること。過度な開閉を防止できること。 モータ：AC50Hz・200V対応で容量・1.5kW以上 ポンプ：吐出量・8.0L/min以上、吐出圧力・7MPa以上	
2	クラッチ用 油圧 シリンダ	設置場所	付図 1 のクラッチ用油圧シリンダの位置	1 個
		交換部品の諸元	番号 1 の回転運動を直線運動へ変換しクラッチの開閉をできること。 油圧シリンダ（複動形）：使用圧力・14MPa以上、ストローク・160mm以上、シリンダ内径・ ϕ 80mm以上、 作動油タンク：容量・16L以上	
3	クラッチ用 電線	設置場所	付図 1 のクラッチ用電線の位置	2 本
		交換部品の諸元	クラッチ駆動モータへ、電源供給及び作動指示の送信ができること。 規格：JIS C 3605を基準とする	
4	上部歩廊 （床板）	設置場所	付図 2 の上部歩廊（床板）の位置	1 枚
		交換部品の諸元	奥行約3.6m、幅約1mの縞鋼板。寸法の詳細は現場合わせとする。耐荷重300kg以上。 規格：JIS G 3101を基準とする	

2.3.1.2 補修

付図 1 及び付図 2 に示す運転試験タンクについて、表 3 に示す箇所の補修を行う。

表 3 補修箇所

番号	部品	数量	補修内容	備考
1	上部歩廊 (はしご、手すり、 骨組み)	1 式	錆 打 ち、 塗 装	・付図 2 参照。 ・塗装は錆止め、上塗りの 2 層。上 塗 り 色 は 青 緑 色。

2.3.1.3 作動確認

付図 1 に示す台車操作盤を操作し、運転試験タンクの蓋閉鎖時の固定及び固定解除ができることを確認する。また、表 7 に示す動力試験装置付加装置(1)に開閉状態が表示されることを確認する。

2.4 不具合発見時の対処

本作業中に発見した不具合については、速やかに官に報告すること。

2.5 作業器材

作業に必要な器材等は、契約相手方で準備するものとする。

2.6 役務対象物品

役務対象物品は、表 4 のとおりとする。

表 4 役務対象物品

番号	品名	数量	引渡時期	引渡場所	返納 時期	返納場所
1	運転試験タンク	1 式	契約後 速やかに	防衛装備庁 艦艇装備研究所 (久里浜地区)	納期 まで	防衛装備庁 艦艇装備研究所 (久里浜地区)

2.7 役務実施場所

防衛装備庁艦艇装備研究所（久里浜地区）

3 検査

2.3項及び2.4項について、作業報告書により検査を実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約相手方は、表 5 に示す書類を官に提出するものとする。

表 5 提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出場所	備 考
1	作業報告書	1 部	検査実施前	防衛装備庁 艦艇装備研究所（目黒地区）	・電子データ（メール添付）提出とする。 ・原則として A 4 縦方向横書き。 ・電子データは P D F 形式を基本とする。

4.2 貸付文書

貸付文書は表 6 のとおりとする。

表 6 貸付文書

番号	名称	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	有償 無償 の別
1	魚雷用動力装置（その 2） 取扱説明書	1 部	契約相手方の申請後速やかに	防衛装備庁 艦艇装備研究所（目黒地区）	納期まで	防衛装備庁 艦艇装備研究所（目黒地区）	無償
2	動力試験装置 付加装置(1) 取扱説明書	1 部					

4.3 貸付品

貸付品は表 7 のとおりとする。

表 7 貸付品

番号	品 名	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	有償 無償 の別	備 考
1	動力試験装置 付加装置(1)	1 式	契約相手方の申請後速やかに	防衛装備庁 艦艇装備研究所（久里浜地区）	納期まで	防衛装備庁 艦艇装備研究所（久里浜地区）	無償	官が使用する期間を除く。

4.4 官側の支援

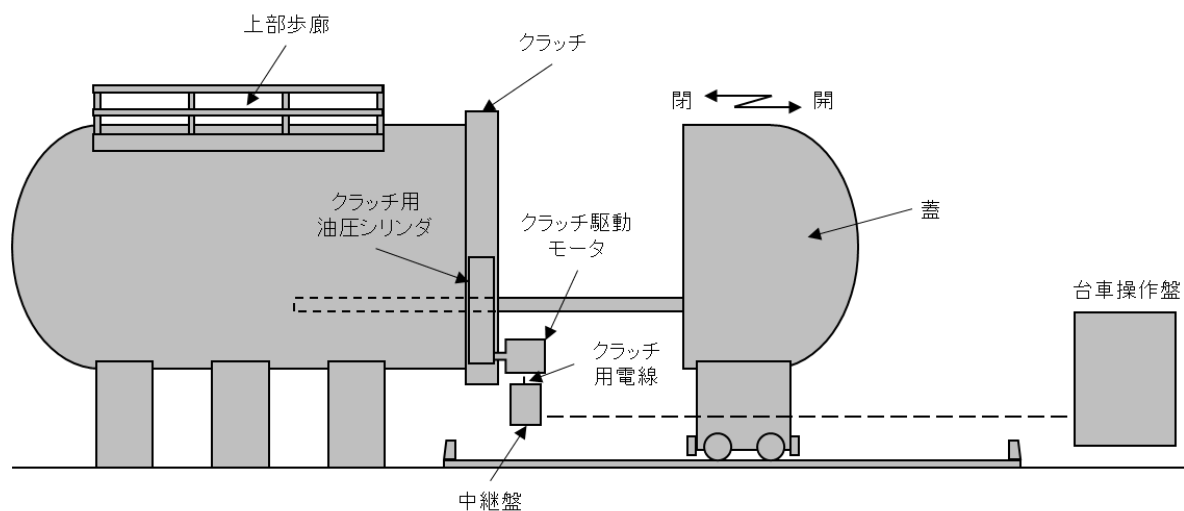
契約相手方は、この契約の履行において、官の保有する施設、設備、文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

4.5 発生材の処置

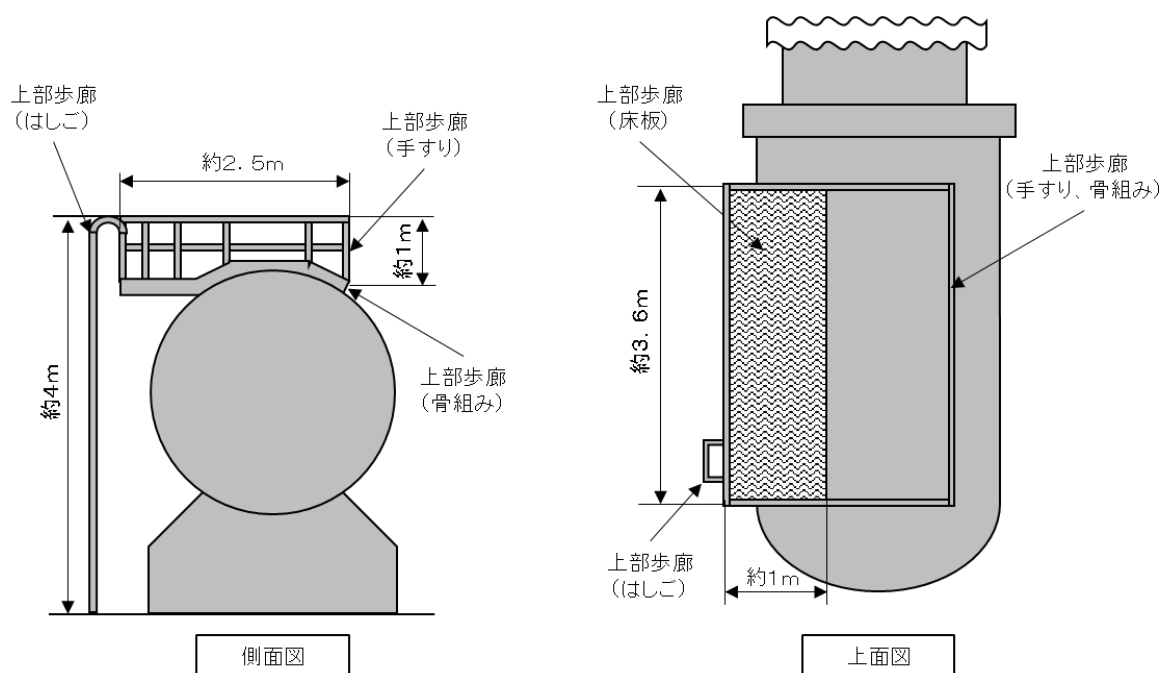
本作業で生じた発生材は、官と調整のうえ、契約相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

4.6 その他

- (1) 契約相手方は、本作業の実施にあたり、あらかじめ安全管理及び養生等、十分な処置を講じるものとし、不可抗力以外で物品や施設に損傷を与えた場合は速やかに原状に戻さなければならない。
- (2) この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。



付図1 運転試験タンクの交換部品及び補修部品①



付図2 運転試験タンクの交換部品及び補修部品②

公 告	番 号	公 告 第 号					
	年 月 日	令 和 年 月 日					
入札書 令和8年8月5日 分任支出負担行為担当官 防衛装備庁艦艇装備研究所 総務課長 北村 優子 殿 住 所 社 名 代 表 者 名 担 当 者 名 連 絡 先 貴庁「入札及び契約心得(地方調達)」及び基本契約条項 等を承諾のうえ下記のとおり入札します。							
金 額 ￥			納 地	防衛装備庁艦艇装備研究所 (目黒地区)			
			履行期限	令和9年3月26日			
			業者コード				
品 件 名		規 格	数量・単位	単 価	金 額		
運転試験タンク整備作業			1 件				
計							

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の100／110に相当する金額を記入すること。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 北村 優子 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達（G E P S）利用せず、紙入札書による入札を実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、公告番号、公告年月日
- 2 入札日時
- 3 政府電子調達（G E P S）を利用しない理由
- 4 今後の導入予定について

郵便による入札について

1 郵便による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日(前日が「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という)の場合には、その直近の休日でない日)までに必着のこと。

また、宛先は「防衛装備庁 艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官」とすること。

2 郵送する書類等

① 入札書

3 封筒について

① 前項①を入れる封筒(以下「内封筒」という。)については、長3(縦235mm×横120mm)程度とし、表面に公告番号、件名及び「入札書在中」と明記のうえ、必ず封印すること。

② 封印した内封筒を外封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載のうえ送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみを有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

6 その他

① 郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 郵送先は次のとおりとする。

〒153-8630

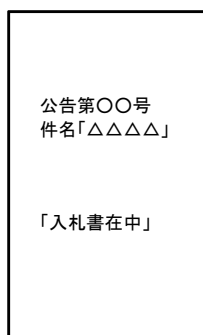
東京都目黒区中目黒2-2-1

防衛装備庁艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官 宛

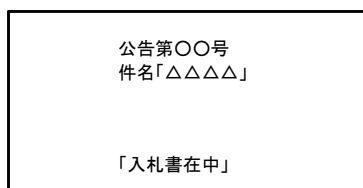
「入札書在中」

《参考》 ※ あくまでも例なので、縦横等は随意

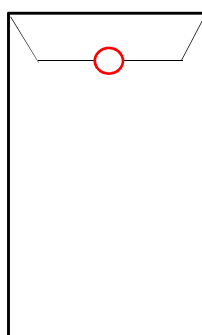
内封筒(表)
長3程度



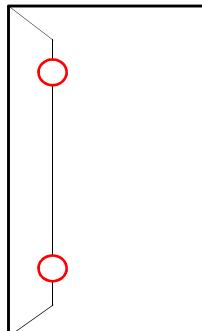
又は



内封筒(裏)



又は



外封筒
(内封筒が入るサイズ)

